条例点検票

							作成年月日		令和元年]	12月24日	
条例番号	平成第2	成23年静岡市条例		条例名	静岡市債権の管理に関する条例						
制定年月日			平	成23年2月	月 22 日	最終改正年月日 平成23年2月			2 目		
所管課名			滞	納対策課							
条例の概要 市の債			- 責権管理の適正化を図るため債権管理に関する事務処理について必要な事項を定める。								
評価											
基準				評価結果			対応			備考	
を指 ア 必要性 条例で解決したい 入末 課題は何か。条例は必 年度 要か。 と ナ 管理		を推進する以降、全日の大きでは、日本済額は年度)からと大幅には管理を進ある。	るたれ 大	めに本条例が な取組みによ ピーク時の 1 成 30 年度没 された。引き いくために	適正な債権管理 制定された。 り、市全体の 71億円(平成 2 決算では 66億円 続き適正な債権 本条例は必要	又 1 9 在					
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。		の基本的 しており、	な姿 それ	勢や事務処	ル管理するたと 理について規え 適正な債権管理	Ĕ					
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。		であり、「ではない。	市民・	や事業者に負事務処理に~	定しているもの 担を与えるもの いて、効率的の						
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。		・他市の同様の条例を含め、その適法性を 司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正等により、不必要になっ た規定等はない。									
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。		本条例の内容は、市内部の事務処理に関わる事項、ほとんどが法令等に規定されている事項であることから、市民に協働を求める性格のものではないが、債権管理委員会の会議を公開とする等、市民に対して情報提供を行っている。									
カ 他都市 他都市の条例はど うか。		他市の同様の条例には、相続人が存在しない場合に債権放棄ができる規定等がある。					本条例に規定する必要があるか研究していく。				
キ その他	<u>h</u>				_						
見直し結果											
改廃等の必要	1			理由				特記	事項		
本条例施行から10年目となるが、条例の趣旨や運用に係る課題はない。収入未済額は条例施行時から 必要なし大幅に縮減されたものの、引き続き市民の公平な負担を実現し、適正な債権管理を進めるため、本条例を継続していく必要がある。											

条例点検票

							作成年月日		令和元年?	7月31日	
条例番号		^文 成 18 年静岡市条例 第83 号		条例名	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例						
制定年月日			平	平成18年7月25日			正年月日	平成	24年3月2	3 日	
所管課名			市民局生活安心安全課								
		路上喫煙による身体若しくは財産上の被害又は健康への影響の防止に関し、市民等、事業									
条例の概要		及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の禁止その他の必要な事項を定め、もって 快適な道路等の公共の空間の確保を図ることにより、健康的で安全・安心な生活環境を保持 することを目的とする。									
		'	評価								
基準		-1.A.E.) [評価結果		# H	対応	2		備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 保持す 要か。 て路上 区の指 組む必		し、市、下するとと事項を定め、保持する、て路上関いとの指定に組む必要がる。	市もめ に こ 理 に る 健 と 者 よ あ	等、事業者の 路上喫煙の ことで、快適 東的で安心安 を目的として がなお一定数 る被害防止 ることから、	る被害防止に う責務を明らか、 禁止等の必要。 な公共空間の で全な生活環境 ている。現状と な存在し、禁止は に引き続き取 条例は必要でる	こな確輔し地りあ					
遠反 イ 有効性 喫煙 課題に対し有効に 禁止 機能しているか。 く、3		違反者への 喫煙率調査禁止地区から、また近 での喫煙	か過ぎないといる。	料徴収を定め おいて、路上 比較して大 を設定するこ	地区の指定及でかているが、路。 ・喫煙禁止地区で 幅に喫煙率が作っとで禁止地区で の実効性を高い している。	上が 氐					
ウ 効率性 効率的か。無調 いか。	汰はな	が実際に 課される 導で路上 b 内部コ 不必要/	000 F 課さ 契煙 スト に に に に に に に に に に に に に に に に に に	円は指導の努 れたケース/ を伝えるこ を止めさせら 、 雑な事務はな	2V %	が 指					
エ 適法性 判例で適法性 定されたことは か。	生を否	の整合に	7V Y	て検討したこ)、健康増進法。 ことを踏まえ、 となるものは	条					
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は における! 働が図ら		喫煙禁止地区内の百貨店等の喫煙 プへの掲載協力や、禁止地区外の青 ボルロードでのイベント等実施時 る路上喫煙被害対策の協力など、協 られている。			青 時 劦						
カ 他都市 他都市の条例 うか。			旨導]	員による巡回	型煙の禁止、過 消事等を定める						
キ その他	<u>h</u>										
見直し結果											
改廃等の必要				理由				特記	事項		
現行どおり											